

「碍」の字表記問題再考（16）

長年の「碍」の字表記問題は遂に決着がついた。政府より出された答えは常用漢字表の中に「碍」は追加しないという結論である。追加要望が多くあったにもかかわらず、政府はあくまでも追加を認めないとする。

この「碍」の字には何があるのか、さらに探っていくことにする。

今日までの経緯

この碍の字表記問題については、2009年（平成21）12月に閣議決定により設置された「障がい者制度改革推進会議」を中心にして議論されてきた。2010年4月からインターネットでのパブリックコメントの募集を行い、8月以降は関係省庁、地方公共団体、障害者団体および関係者、企業関係者、そして学識経験者などから計6回にわたってヒアリング、意見募集を行い議論してきた。その結果、障害の「害」の字が与える不快感を払拭するための代替え案として、従来の「障害」に加え「障がい」「障碍」「チャレンジド」など様々な表記案が提案されていた。

これらの表記案に対して2010年11月に政府が出した見解は、『「障害」の表記については、当面、現状の「障害」を用いることとし、今後、制度改革の集中期間内を目指す一定の結論を目標すべきである。そのためには、障害は様々な障壁との相互作用によって生ずるものであるという障害者権利条約の考え方を念頭に置きつつ、それぞれの表記に関する考え方を国民に広く紹介し、各界各層の議論を喚起するとともに、その動向はそれぞれの表記の普及状況等を注視しながら、今後、更に検討を進め、意見集約を図っていく必要がある。』というものであった。この時点では要望にあがっていた「障碍」の表記は採用されず、従来の「障害」を用いると裁定を下している。

文化審議会

わが国の漢字表記については、法令に基づいて表記することが規範となっている。その法令とは、「公用文における漢字使用等について」（1981年（昭和56）10月1日）で示された「常用漢字表」を基準としている。この常用漢字表で定められた範囲内で漢字を表記することが原則である。従来の障害の表記を障礙に変更するためには、この常用漢字表に碍の字が含まれることが必須の条件となるのである。

常用漢字表のあり方について責を担っているのが文化庁文化審議会である。その文化審議会が障碍の表記についてどのような見解であるのか、時系列で確認していくこととする。

2010年（平成22）、常用漢字表の見直しが文化審議会国語分科会漢字小委員会（以後、漢字小委員会）で行われている。漢字小委員会が実質の担当部署である。この見直しにあたって、多くの要望が寄せられていた「障碍」について、会議の中でその歴史的変遷について触れている。

まず、漢字表記の「障碍（礙）」は仏教用語であることを指摘している。読み方は「しょうげ」であり、その意味は「ものごとの発生。持続にあたって妨げになること。」ということであるらしい。さらに、平安時代には「惡靈、怨靈などが邪魔すること。さわり。障害。」という意味があることを鑑みて、「碍」の字を常用漢字表に追加することはあり得ないというのが政府の結論である。

明治時代には、それまで「しょうげ」と読まれていた「障碍」を「しょうがい」と読む事例が現れ、「しょうげ」と「しょうがい」の二つの読み方が併存したとしている。二つの読み方は紛らわしいということから次第に「しょうげ」は「障碍」、「しょうがい」は「障害」と書き表すようになり、その後「しょうがい」の表記は「障碍」ではなく、「障害」と表記するようになったということである。

1946年（昭和21）の当用漢字表や1954年（昭和29）の国語審議会による「法令用語改正例」においては「しょうがい」は「障碍」ではなく、「障害」の表記を採用している。それにより「障碍」の表記は見られなくなっている。こうした表記の背景には、わが国の漢字表記は政府が定めるそれぞれの時代の漢字表の範囲内で表記することを基本としているため、漢字表に含まれない漢字は用いることが難しいことを意味する。1949年（昭和24）に制定された「身体障害者福祉法」でも身体障碍者ではなく、身体障害者なのである。この法律で、身体機能の障害と人とを合体させた身体障害者の言葉が法律用語として初めて登場したのである。

さらに、2010年の常用漢字表の改正の際、碍の字の追加を要望する声があげられた中に、第2次世界大戦前は「障礙者」の表記が多く用いられたとしているが、漢字小委員会の見解は身体機能の損傷や心身機能の損傷のある人を表す「障礙者」と表記された例はなかったと指摘している。この件については、本連載で「養老律令」以降の様々なわが国の法令で確認したように、一括りに表す障礙者という言葉ではなく、身体障害者福祉法が制定される以前はそれぞれ障害部位を表す言葉が用いられていたことを確認、検証している。

常用漢字表における「碍」のとらえ方

漢字小委員会では常用漢字表の改定にあたって、「碍」の字以外にも「坡」など追加希望が寄せられている。しかし、常用漢字表の選定基準は、一般社会においてよく使われているかどうかの出現頻度と熟語の構成力を表す造語力の観点で判断されることとなっている。その結果、上述する「坡」の字も追加されることはなかった。

議論されている障碍の「碍」については、漢字小委員会は『政府の「障がい者制度改革推進本部」において、「障害」の表記の在り方に関する検討が行われているところもあり、その検討結果によっては、改めて検討する』としている。さらに、『「障碍（しょうげ）」の意味を理解した上でもなお、「障害」の表記として「碍」を使うことが、政府全体として合意されるのであれば、文化審議会において再度検討を行う』としているのである。

1981年以降、長年の懸案事項であった「碍」の字には「障碍」という宗教用語としてわが国で長く使われていた歴史的史実があることと、その意味は「惡靈、怨靈などが邪魔すること。さわり。障害。」という意味があることを鑑みて、「碍」の字を常用漢字表に追加することはあり得ないというのが政府の結論である。

[引用・参考資料]

内閣府『「障害」の表記に関する検討結果について』障がい者制度改進会議、2010年。